

答申第243号（諮問第248号）

「群馬県立土屋文明記念文学館【編】「響き合ううたと人形」p84、日本書紀及び古事記写真解説文中にそれぞれ「日本最古の正史」「日本最古の歴史書」とあります。さて、近年「ホツマツタエ」が再発見解説され、古事記・日本書紀の原書とも言われています（国立公文書館にも所蔵あり）。にもかかわらず、上記解説文のように日本書紀を日本最古の正史、古事記を日本最古の歴史書と説明した根拠となる公文書等の開示公開を求めます。」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表（い）欄に記載の内容又は件名の2件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

（1）別表項番1に係る公文書の不存在の理由

開示請求に係る説明は、他の書物等を根拠資料としており、当該請求に係る公文書の作成や取得はしていないため。

（2）別表項番2に係る公文書の不存在の理由

本件書籍は短歌の魅力を深めてもらうために制作しましたが、上記の内容の記載はなく、また、そのことに意図・根拠・理由もないため、開示請求のあった公文書等は作成していません。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、別表（お）欄に記載の年月日に、本件各処分を不服として審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表（か）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に関する弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表（き）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に係る反論書を作成し、実施機関に提出した。

6 口頭意見陳述の申立

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、別表（く）欄に記載の年月日に、本件各審査請求に関する口頭意見陳述の申立を行ったが、令和3年12月27日付けで取り下げた。

7 審理手続の併合

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第39条の規定に基づき、本件各審査請求に係る審理手続を併合した。

8 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年3月1日、本件各審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

9 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和4年3月20日付けで本件各審査請求に係る意見書を作成し、審査会に提出した。

10 口頭意見陳述の実施

請求人は、条例第31条の規定に基づき、令和4年3月20日付けで本件各審査請求に関する口頭意見陳述の申立を行い、令和5年4月17日に口頭意見陳述を実施した。

第3 争点

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す裁決を求める。さらに、審査請求の理由に基づき、再審査を求める。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書及び条例第31条に基づく口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張要旨

ア 別表項番1に係る公文書について

古代文献解釈には諸説あり、本件各請求で言及している「ホツマツタエ」は古事記・日本書紀の原書とも言われおり、「ホツマツタエ」が「日本最古の正史」「日本最古の歴史書」である可能性もある。一方、実施機関では、『日本書紀及び古事記がそれぞれ「日本最古の正史」「日本最古の歴史書」である』という説（以下「文学館説」と表記）を採用している。実施機関は、ある特定の『他の書物等』を根拠資料として文学館説を採用し、それを本件冊子に掲載したことになるため、その経緯を示す公文書がどこかに存在しているはずである。

イ 別表項番2に係る公文書について

「ホツマツタエ」には、和歌の始まり（起源）に関する記述があり、更には古事記・日本書紀の原点と言われている所以ともなりうる。響き合うたと人形（以下「本件図録」という。）84ページで紹介しているスサノオの命の詠んだ和歌「八雲の道」も書き留められている。

にもかかわらず、本件図録では「ホツマツタエ」のことが一切触れられていないという事実は、「意図的に触れない、知らないふりをする」即ち「不作為の作為」といったように「ホツマツタエ」に言及すると、今までの「短歌・和歌の認識」が根底から覆されるおそれがあるから、「意図・根拠・理由もないため」ともっともな理由をつけて専門家としてあえて「それを見ないふりをする」ことで、自分たちの古い常識を守ろうとしていることかもしれないと危惧している。このような危惧が誤解だとすれば、「ホツマツタエ」を記載しないことに関して「合理的な疑いを挟むことがない程度の正当な理由がある、つまり「ホツマツタエを記載しないこと」の理由が記載された公文書等がどこかに存在していると考える。

(2) 反論書における主張要旨

ア 別表項番1に係る公文書について

奈良県国立博物館では日本書紀に関して「日本最古の正史」という表現は使っていない、名古屋市博物館では古事記に関して「日本最古の歴史書」という表現は使っていない。ちなみに、奈良国立博物館に電話で問い合わせたところ、奈良国立博物館にある解説は、奈良国立博物館としての解釈を記述している、とのことである。

これらを踏まえると、「日本最古の正史」「日本最古の歴史書」とあるのは、一般的表現というよりも、実施機関としての解釈による表現であると考えられ、その判断の根拠となる資料が公文書として存在していないはずはない。

イ 別表項番2に係る公文書について

「ホツマツタエ」に関しては、近年日本の古代文字と言われているヲシテ文献（ホツマツタエ等）が発見（正確には再発見）され、解読されてきて

いて、その内容を踏まえると、ホツマツタエが記紀の原書であるとも言われている。もちろん、そのような書物等も数多く出版されている。この「ホツマツタエ」は、滋賀県・愛媛県・三重県内の由緒ある家々で保管されていたり、国立公文書館、龍谷大学、藤樹記念館等にも保存されていることが判っている。国立公文書館の主な任務が、「国の各機関から受け入れた歴史資料として重要な公文書等を将来にわたり確実に保存」すること等であることからすると、「ホツマツタエ」は「国の各機関から受入れた歴史資料として重要な公文書等」にあたるわけである。

よって、実施機関の日本書紀及び古事記に関する認識は、単に「そのように捉えている実施機関の独自の解釈」に過ぎず、「ホツマツタエ再発見解説」には触れようとせず、時代に乗り遅れ、むしろ逆行しているようにすら思われる。

いずれにせよ「ホツマツタエ」について記載しなかった理由が記載された公文書は存在するはずである。

(3) 意見書における主張要旨

ア 実施機関が主張するように「公文書が存在しないため」という理由で公文書不存在決定をするにしても、実施機関の説明は合理的な疑いを挟む余地のない程度に証明されている必要があり、それに関係する内容、事実、存在等を明確に否定することができる公文書が存在しているはずであり、存在しなければならない。

イ 今回の問題は、県の情報公開や説明責任に関する条例規定の趣旨に沿っていないことが問題である。審査会にて正式に書類が存在しないとすると、本件を含む一連の群馬県発行の図録や出版物等に記載されている内容に関して、群馬県では答えになるはずの根拠や証拠を示す正式な書類や情報がなく、かつ、誰も答えることができないという状態が浮き彫りになり、極端な場合、虚偽記載ではないかとすら考えられる。

ウ 審査会では仮に「公文書が存在しないため」という理由で公文書が存在しないことが妥当であるとするなら、条例の趣旨等を鑑みて、「この不自然な状態を何らかの方法で解決する必要があるよ」といった答申や提言、付言等を出していただきたい。

(4) 口頭意見陳述における主張要旨

ア 日本書紀の元となっている本と言われているホツマツタエについて実施機関に情報を聞いてみたところ、それは偽書だよと言われたが、特にホツマツタエの研究もせず偽書だと言ってしまうこと自体がものすごくもったいないと感じる。

イ 今回の事案において実施機関の学芸員の方を個人攻撃するようなつもりは更々なく、違法な状態であるとも思っていない。子供たちのためにも、も

うちよっと面白く楽しく日本の歴史のことを考えていくことが望ましいというような答申を出していただければということがメインの主張である。

ウ ホツマツタエが仮にフィクションだとしても、国立公文書館にある文書なので、フィクションとしてスタートさせ、それをいろいろなところで考えて生かしていけば面白くなると思う。

エ 公文書のあるなしにかかわらず、今後の日本の歴史についてちゃんと考えていくことが大切であるというようなことを審査会の要望として出していきたい。

オ 専門家の人だけではうまくいっていない分野であるため、子供たちや日本の歴史を面白いと思ってくださる人など色々な人が集まって群馬県の古代の歴史のことを教えていくという公開プロジェクトのようなものを立ち上げることができれば、それが子供たちや自分たちのためにもなり、結果的に観光などにもつなげていければよいと思っている。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 条例における不存在の解釈について

条例第2条第4項により公文書の範囲は、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書及び電磁的記録であって、実施機関が現に保有しているものとする。ただし、文化的資料として特別の管理がされているものを除く。

本件の場合、日本書紀及び古事記に関しては既に多くの調査・研究が行われ、他の書物等で広く用いられている解説であったことから、実施機関の職員が文献を作成又は取得せず一般的な解説を示したものである。そのため、解説文の根拠資料及びその採用経緯を記した文書は保有していないことから、公文書不存在決定としたものである。

(2) 各請求に係る文書について

ア 別表項番1に係る公文書について

(ア) 公文書の特定

日本書紀を日本最古の正史、古事記を日本最古の歴史書と解説する根拠となる公文書等を本件請求に係る公文書として特定した。

(イ) 公文書が存在しない理由

実施機関が編集した本件図録84ページに記載した日本書紀（（写本）「日本書紀卷第十残卷」（国宝、奈良国立博物館蔵、平安時代（9世紀））及び古事記（（写本）「古事記〈賢瑜筆〉」（真福寺本）三帖（国宝、大須観音宝生員院蔵、南北朝時代））の解説は、日本書紀及び古事記の研究

がなされた中で一般的に用いられている（他の書物等を根拠とする）表現を編集したものであり、実施機関が作成した公文書は存在しない。なお、他の書物等について、本件図録編集時において多数存在していたことから具体的な名称を明示することは困難である。

イ 別表項番 2 に係る公文書について

（ア）公文書の特定

「ホツマツタエ」に言及しなかった意図・根拠・理由となる公文書等を本件請求に係る公文書として特定した。

（イ）公文書が存在しない理由

実施機関が編集した本件図録 8 4 ページに記載した解説は、日本書紀及び古事記の解説として広く用いられる記述を紹介したものであり、実施機関では、歴史的研究に係る資料等を保有していない。

なお、「ホツマツタエを記載しないこと」の理由が記された公文書等も保有しておらず、また、条例第 2 条第 4 項の公文書の範囲外の文献等の中の「ホツマツタエを記載しないこと、との理由が記された文書等」があるか否かは把握していない。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

- （1）実施機関内で制作する書籍の原稿作成の流れとしては、まず主担当の学芸員が原稿を作成して、その後他の学芸員が当該原稿の確認を行う流れになるが、本件図録については、寄稿を外部に依頼し、実施機関で編集するという形で作成した。作成当時、寄稿した著者と実施機関の担当職員で内容を確認し合ったようであるが、本件請求に係るような「ホツマツタエ」の記載について検討したような根拠資料は見受けられず、また原稿作成に当たって議事録等も作成していない。
- （2）書籍の原稿を作成するときは、それぞれの領域の第一人者や複数の研究成果が書かれている書物等を広く参考にしており、これらの参考とする文献は一般書籍や学術図書であるため、情報公開条例上の公文書の定義に該当するものではない。
- （3）書籍作成に関するマニュアルなどの明文化された公文書は実施機関内では存在せず、これまでの作成方法を踏襲する形で作成作業を行っている。

第 6 審査会の判断

1 本件各審査請求について

本件各請求に係る公文書は、それぞれ別表（い）欄に記載されたものである。実施機関は、本件各請求に係る公文書を上記第 5 「1 弁明書における主張要旨」

(2) のとおり特定した上で、当該各公文書は不存在であるとして本件各処分を行った。これに対し請求人は、本件各処分を取り消すことを求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味した結果を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

2 本件各請求に係る公文書の特定について

本件各請求はいずれも、本件図録の記載について、その記載の根拠となる公文書を請求するものである。

本件図録には実施機関内の常設展示室中央に展示されている「三十六歌人」の人形の写真や短歌、当該短歌に関する解説等の記載があり、平成25年11月1日に初版が発行されたものである。

実施機関が本件各請求に係る公文書について、別表項番1の請求に係る対象文書は本件図録で「日本書紀を日本最古の正史、古事記を日本最古の歴史書」と解説する根拠となる公文書、別表項番2の請求に係る対象文書は本件図録において「ホツマツタエ」に言及しなかった意図・根拠・理由となる公文書であると特定したことは妥当であると認められる。

3 条例第2条第4項の解釈について

条例第2条第4項では、条例に基づく開示請求の対象である公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう旨を規定しており、同項が規定する「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態を意味し、組織としての利用を予定していない個人のメモや職員が自己の執務の便宜のために利用する決裁文書の写し、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等はこれに当たらないものとされており、「保有しているもの」とは、実施機関が物を事実上支配している状態をいい、一時的に文書を借用している場合など当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえないとされる。

また、条例第2条第4項第1号の規定により、同項前半の規定に該当する文書でも官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、一般に容易に入手や利用が可能であることから、開示請求の対象となる公文書の対象から除かれている。

4 本件公文書の存否について

実施機関は本件公文書が存在しない理由として、本件各請求に係る公文書を取得も作成もしていない旨を主張しているため、以下のとおり検討する。

(1) 本件図録の作成方法について

実施機関においては、本件図録等の書籍の作成に関し必要な事務手続を定めた要領等は作成していないとのことである。また、本件図録の原稿は外部に寄稿を依頼しており、実施機関の作業としては、寄稿された原稿を担当職員が確認し、文章表現などについて当該原稿の著者に確認を行うなどしていたが、確認作業において議事録等は作成していないとのことである。

(2) 別表項番1の公文書について

別表項番1の請求に係る公文書は、本件図録のうち「日本書紀」を「日本最古の正史」とし、「古事記」を「日本最古の歴史書」とした記載について、その根拠となる公文書を請求するものである。

日本書紀及び古事記に関しては既に多くの調査・研究が行われ、他の書物等で広く用いられている解説を記載したため根拠資料を保有しておらず、上記(1)のとおり、本件図録の作成に関する意思決定に至る過程を示す文書は作成していないことから、別表項番1の請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。

(3) 別表項番2の公文書について

別表項番2の請求に係る公文書は、本件図録の古代の和歌の記載に関して、ホツマツタエの記載をしなかった理由等が分かる公文書である。

当該部分は実施機関が外部の著者に寄稿を依頼したものであり、記載の根拠となる文献は保有しておらず、また、上記(1)のとおり、本件図録の作成に関する意思決定に至る過程を示す文書は作成しておらず、「ホツマツタエ」について検討したと思われる記録も存在しないことから、別表項番2の請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。

(4) その他

なお、実施機関において本件図録の作成に関して意思決定に至る過程を示す文書は作成していないとのことであるが、令和3年度に定められた群馬県公文書管理規程第14条では、事務を担当する職員は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならないとされているため、今後の事務において留意されたい。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 4年 3月 1日	諮問
令和 4年 8月 22日 (第88回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5年 3月 3日 (第91回 第一部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 4月 17日 (第92回 第一部会)	審議 (審査請求人の口頭意見陳述)
令和 5年 6月 19日 (第93回 第一部会)	審議
令和 5年 8月 23日 (第94回 第一部会)	審議
令和 5年 12月 12日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求日	(か) 弁明書の提出	(き) 反論書の提出	(く) 口頭意見陳述の申立
1	令和2年7月4日	群馬県立土屋文明記念文学館【編】「響き合ううたと人形」p84、日本書紀及び古事記写真解説文中にそれぞれ「日本最古の正史」「日本最古の歴史書」とあります。さて、近年「ホツマツタエ」が再発見解説され、古事記・日本書紀の原書とも言われています(国立公文書館にも所蔵あり)。にもかかわらず、上記解説文のように日本書紀を日本最古の正史、古事記を日本最古の歴史書と説明した根拠となる公文書等の開示公開を求めます。	令和2年7月15日	不存在決定	令和2年7月22日	令和2年9月17日	令和2年11月11日	令和2年11月11日
2	令和2年11月18日	図録・群馬県立土屋文明記念文学館【編】「響き合ううたと人形」では、日本の古代から現代にわたる「歌」の紹介・解説等をしています。さて、近年「ホツマツタエ」が再発見解説され、古事記・日本書紀の原書とも言われ、本文には和歌のはじまり(起源)に関する記述もあります。(国立公文書館にも所蔵あり)。にもかかわらず、本件図録が「ホツマツタエ」に言及しなかった意図・根拠・理由となる公文書等の開示公開を求めます。	令和2年11月23日	不存在決定	令和3年1月14日	令和3年2月8日	令和3年3月25日	令和3年3月25日